



平成 30 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社プラネット
 代表者名 代表取締役社長 田上 正勝
 (コード：2391、東証 JASDAQ)
 問合せ先 執行役員経営担当役員 川村 涉
 (TEL. 03-5962-0811)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である T I S 株式会社、株式会社インテック及びライオン株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(平成 30 年 10 月 26 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
T I S 株式会社	その他の 関係会社	—	16.08	16.08	株式会社東京証券取引所 市場第一部
株式会社インテック	その他の 関係会社	16.08	—	16.08	—
ライオン株式会社	その他の 関係会社	16.08	—	16.08	株式会社東京証券取引所 市場第一部

(注) T I S 株式会社の議決権所有割合の合算対象分 16.08%は、T I S 株式会社の完全子会社である株式会社インテックの議決権所有割合の直接所有分 16.08%と同一であり、T I S インテックグループ全体としての議決権所有割合は計 16.08%であります。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

商号	その理由
T I S 株式会社	当社の中心事業である E D I 事業はシステムそのものが株式会社インテックのネットワークの上に構築されており、またその運用を株式会社インテックに委託している関係上、株式会社インテックの技術的水準が当社のサービスレベルに影響いたします。従って、株式会社インテックの完全親会社である T I S 株式会社が当社に与える影響が最も大きいと認められる会社と認識しております。

3. 非上場の親会社等に関する決算情報の開示の免除の理由

当社は非上場の親会社等に該当する株主が存在していないため、記載すべき事項はありません。

4. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

商号	位置付け	営業取引の関係内容
T I S 株式会社	被持分法適用関連会社	—
株式会社インテック	被持分法適用関連会社	ネットワークの運用監視業務の委託及びシステム開発
ライオン株式会社	被持分法適用関連会社	通信処理サービス等の提供

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
社外取締役	濱 逸夫	ライオン株式会社 代表取締役、社長執行役員、取締役会議 長、最高経営責任者	当社設立メンバー会社・当社大株主のライオン株式会社の代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び日用品化粧品業界の流通に関して専門的な知識・経験があるため。
社外取締役	北岡 隆之	株式会社インテック 代表取締役社長 T I S 株式会社 取締役	当社がネットワーク運用監視業務及びシステム開発等を委託している株式会社インテックの代表取締役社長であり、その親会社であるT I S 株式会社の取締役であるとともに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術分野での専門的な知識・経験があるため。

(注) 当社の取締役8名、監査役3名のうち、親会社等との兼任役員は当該2名のみであります。

当社は、経営の基本方針及び日常の事業活動については、自主・自立を基本としており、独自の事業展開を行っております。当社は、コーポレート・ガバナンスの充実及び管理体制の強化等を目的として、親会社等から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役8名のうち、親会社等の兼任取締役は社外取締役2名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

当社と、親会社等との取引については、適法かつ適正な開示を実施し、当該取引の妥当性を確保するとともに、一般の取引先と同等の条件を適用することを基本方針としております。

従って、当社は親会社等からの一定の独立性が確保されていると考えております。

5. 支配株主等との取引に関する事項

親会社等との取引に関する事項については、平成30年9月14日に発表しました「平成30年7月期決算短信〔日本基準〕(非連結) 3. 財務諸表及び主な注記 (5) 財務諸表に関する注記事項(関連当事者情報)」をご参照ください。

6. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主に該当する株主が存在していないため、記載すべき重要な事項はありません。

以 上